

## 企業不祥事と第三者委員会

弁護士 草地 邦晴

### 1 はじめに

2011年は、九州電力のやらせメール事件、大王製紙の巨額借入事件、オリンパスの買収にかかわる不正経理事件などの企業不祥事が発覚し、社会的な注目を浴びた。こうした中、企業のコンプライアンスに係わる重大な問題が発覚した場合、その調査を行うための第三者委員会が設置され、短期間に集中した調査を行ってその結果を公表するという運用が定着してきた感がある<sup>1</sup>。

取締役や創業家等、企業への影響力が大きな経営陣の関与が疑われる不祥事の場合、企業内部の調査だけではどうしても萎縮的、保身的なものになりやすく、仮に十分に調査が行われていたとしても、その調査結果への社会や市場からの不信感(隠蔽された事実があるのではないか、経営陣に有利に歪められているのではないかなど)が容易には払拭されないため、企業が信用を回復することは難しい。そうした場合に、経営陣からの独立性が高く、公正性が確保された第三者委員会が調査を行い、結果を公表することで説明責任を果たしていくという手法は、信頼回復に向けた有効な手段の一つであり、早期にダメージを払拭したい企業の側にとっても、事案の推移を注視する株主や、投資家、取引先など全てのステークホルダーにとっても、注目される方法であると言えよう。

### 2 第三者委員会の規律

もっとも、こうした企業の設置する第三者委員会については、委員の選任や権限、調査の範囲や活動の内容等について定めた法律はなく、これを設置する企業と第三者委員会ないし委員との契約において定められているに過ぎない。そのため、第三者委員会との名称が付されていても、委員の経営陣からの独立性が担保されていなかったり、十分な調査権限がないために事実認定が不十分になってしまう場合などもあり、第三者委員会自体が有効に機能するための仕組みをどう構築するのかは、常に意識されるべき問題点である。

そこで、注目されているのが、日弁連が策定した「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」(以下単に「ガイドライン」という)である<sup>2</sup>。このガ

イドラインは、2010年7月に公表され、「現時点のベスト・プラクティスを取りまとめたもの」であって、拘束性を伴うものではないとされているが、東京証券取引所自主規制法人との協議を経て作成されたものとされており、同年8月に公表された同法人上場管理部の「上場管理業務について－虚偽記載審査の解説－」の第三者委員会を設置する場合の留意事項においても、参照されている<sup>3</sup>。上場企業の重要な不祥事案件においては、あわせて有価証券報告書の虚偽記載が問題となることが多いと思われることから、この場合、少なくともガイドラインを意識した上での対応をせざるを得ないだろう。

### 3 ガイドラインの概要

ガイドラインの定める指針の概要は次のようなものである<sup>2</sup>。

#### (1) 定義と目的

ガイドラインは、第三者委員会を「企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会」と定義し、法人等の内部に設置されて弁護士等の第三者を交えて調査を行う「内部調査委員会」と区別している。その目的は、「経営者等自身のためではなく、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、それを対外公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復すること」にあるとする。

#### (2) 調査

①調査スコープは、不祥事を構成する事実関係に止まらず、経緯、動機、背景、類似案件の存否、内部統制、コンプライアンス、ガバナンス上の問題、企業風土に及ぶものとされる。

②事実認定の権限は、第三者委員会のみならず、疑いの程度を明示した灰色認定、疫学的認定も可能とされている。

③評価、分析は、ステークホルダーの視点に立ち、法的責任のみならず、自主規制、ガイドライン、CSR、企業倫理等の観点から行うものとされる(しかし、法的責任追及を目的とするものではない)。

#### (3) 説明責任

指針では、開示に関連する事項をあらかじめ定めるべきものとされ、まず第三者委員会の設置に

あたって、調査スコープ、時期等を開示し、調査報告書が提出された場合には、原則として、遅滞なく不祥事に関するステークホルダーに対して開示する。

#### (4) 再発防止策の提言

第三者委員会は、企業等が実行する具体的な施策の骨格となるべき「基本的な考え方」を示すものとされている。

#### (5) 独立性・中立性

調査は、企業等から独立した立場で、ステークホルダーのために、中立・公正に行うものとされ、指針では、起案権が第三者委員会に専属すること、経営陣に不利となる場合でも記載すること、提出前に調査報告書の全部又は一部を企業等に開示しないこと、収集資料の処分権は第三者委員会に専属すること、企業等と利害関係がある者は委員に就任できないことなどがあげられる(顧問弁護士は、利害関係を有するものに該当するとされている)。

#### (6) 企業等の協力

企業等は、第三者委員会の調査に全面的に協力する。指針では、企業等に対する要求事項として、①所有するあらゆる資料、情報、社員へのアクセスを保障すること、②従業員等に対して、第三者委員会による調査に対する優先的な協力を業務として命令すること、③第三者委員会の調査を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置し、事務局担当者と企業等の間で、厳格な情報隔壁を設けることなどが挙げられている。また、協力が得られない場合や妨害行為があった場合は、その状況を調査報告書に記載することができることとされている。

#### (7) 委員等についての指針

委員数は3名以上で、内部統制、コンプライアンス、ガバナンス等企業組織論に精通した弁護士、事案の性質により、学識経験者、ジャーナリスト、公認会計士などの有識者が適格性があるとされ、さらに、第三者委員直属の調査担当の専門家(弁護士、公認会計士、税理士、デジタル調査の専門家等)を選任して調査活動を行わせるとする。委員の報酬は時間制が原則で、成功報酬型報酬体系は、企業等が期待する調査結果を導こうとする動機につながるので不適切としている。

#### (8) その他

調査開始にあたり証拠を保全し、企業等は証拠

の破棄、隠匿等に対する懲戒処分等を明示すべきことや、統制環境等の調査のための社員アンケートの実施、自主的な申告の促進や、専用ホットラインの設置、本ガイドラインに沿った事項の確認文書の締結などが、示されている。

#### 4 第三者委員会設置の是非と内部調査委員会

- (1) このように、ガイドラインに定められている第三者委員会は、その独立性・中立性が強く意識され、その調査スコープもかなり広いものが予定されている。その目的に沿うものではあるものの、第三者性が高いが故に逆に予め企業等の内情を知るわけでもなく、時間的な制約の中でどれだけ実体に迫れるのか、という限界も意識される必要があるし、徹底した調査を短期間に行うためには、相当の人的・物的リソースが必要となるため、コストが非常に大きくなる。

こうした点も考えると、必ずしも全ての企業不祥事に第三者委員会の設置が相応しいというわけではなく、むしろ企業等との連携を深めた形の第三者委員会や、あるいは第三者を加えた内部調査委員会の設置の方が、適切な場合もある。

企業不祥事が発覚した時の実際の動きとしては、まず、ガイドラインが定めるようなタイプの第三者委員会を立ち上げるべきか、あるいはそれとは異なるタイプの内部調査委員会を立ち上げるべきなのか、という判断がまず重要になろう。

- (2) この点について、ガイドラインの解説<sup>4</sup>は、本格的調査の前にまず、初動調査を行う必要性を指摘する。

この初動調査は、企業等が不祥事を最初に認識したときにまず行うべき状況把握のための調査であり、性質上スピードが求められるため、内部調査の手法によるべき(第三者も加わることは否定されない)とされる。その目的は、①不祥事の概要を把握し、その後の本格的調査においてどのような手法を採るべきかの判断材料を収集することと、②隠滅される可能性のある証拠を確保し保全しておくことにある。

- (3) その上で、内部調査による調査結果に対して、客観性や中立性に疑問を投げかけられるおそれが少ない事案、例えば、役職員による横領行為などで、その影響が企業等の内部で完結している場合や、製品に関する不正などの場合<sup>5</sup>には内部調査、あるいは派生型内部調査(第三者委員会による調査との中間的な形態)で足りるとする。

(4) これに対し、企業等が組織的に行った不祥事、例えば、不正融資、粉飾決算などの「金融不祥事」、製品やサービスに関する偽装・不具合・事故隠しなどの「消費者関連不祥事」など、企業等の幹部の判断がなければ行うことが典型的に困難と考えられる不祥事については、典型的に第三者委員会の設置を検討すべき場合とされている。経営陣の下では、調査の客観性や中立性が期待できない、それができて社会的な信用が得られない、といった場合には、基本的に第三者委員会の設置が検討されるべきであろう。

## 5 その他の問題

有価証券報告書の虚偽記載も問題となるケースの場合、直近の四半期会計期間の有価証券報告書の開示はもちろん、過年度の重要な訂正報告書の提出なども問題となり、法令上の提出期限までに提出ができなければ監理銘柄(審査中)に指定され、さらに1ヶ月を経過しても、提出ができなければ上場廃止となるおそれもあるため、財務諸表を早期に確定させるべく、その前提となる第三者委員会の調査は速やかに行う必要がある。

また、早い段階で株主から取締役や監査役に対する責任追及の訴えの請求がなされる場合がある。その場合には60日以内に会社として請求を行わなければ、株主代表訴訟が可能となる<sup>6</sup>ので、訴えの提起に関して第三者委員会の調査を前提にするのであれば、やはり速やかな調査が必要となる。

このように、社会的に重大な影響のある不祥事が発覚した場合、影響が及ぶ法令上の義務との関係で、あらかじめスケジューリングを適切に行うことは重要である<sup>7</sup>。

## 6 ガイドラインの評価

オリンパスにおける第三者委員会の設置と調査は、ガイドラインに沿って行われることが公表されていた。問題となりうる場面のほとんどを含むケースだけでなく、不祥事対応の一事例としては参考になるところが多い。

ガイドラインについては、弁護士自身からも弾力的に運用すべきであり、今後のさらなるベスト・プラクティスの蓄積と、改訂を求める声もある<sup>8・9</sup>。ただ、委員の独立性に疑問もたれる構成をとった大王製紙のケース(特別調査委員会には、常務取締役と社外監査役が含まれている)では、この点をめぐって対立が生じ、ヒアリングが拒否されるなどの問題が生じたとも報じられるところであり、こうした事

態は調査報告書の信頼性を低下させ、第三者委員会設置の効果も減じられてしまう<sup>10</sup>。中途半端なやり方はさらなる不信感の連鎖を生じることがあるため、株価が暴落するような影響の甚大な問題の場合には、ガバナンスが正常に機能し、自浄能力が高いことを強調する意味でも、短期間に集中して徹底した調査を行うことの方が、効果を期待できると思われる。

そうしてみると、すべての不祥事に第三者委員会を設置する必要はないことは前記したとおりであるが、社会的な影響や企業の受けたダメージが大きく第三者委員会を設置すべきケースの場合には、現段階では、基本的にこのガイドラインに準拠した第三者委員会を設置することが現実的であろう。

以上